

平成 24 年 10 月 24 日

第 5 回自治基本条例推進市民会議

資料リスト

資料リスト

・次 第

・資料 協議結果一覧（第 4 回会議終了時点）

・参考資料 第 3 回上越市自治基本条例推進市民会議会議録

第5回 上越市自治基本条例推進市民会議

とき 平成24年10月24日(水)
午後2時~

ところ 上越市役所 木田第1庁舎 第3委員会室

次第

1 開会

2 議事

市の取組に関する事項についての協議

3 その他

4 閉会

平成24年10月24日
第5回自治基本条例推進市民会議
資料

協議結果一覧(第4回会議終了時点)

意見整理表		議題調整 票提出あり	協議結果			備考
No.	項目(細目)		検討欄	条例改正	指摘	
10	条例全体	x				
11	条例全体	△				
12	市民の認知度・ 関心の向上	x				
13	市民の認知度・ 関心の向上	x → ○				
14	市民の自治意 識の向上	△				
15	市政モニター アンケート	x → ○			○	第4回会議において協議済
16	情報共有	△				
17	情報共有	△				
18	広報上越	x				
19	情報収集	x				
20	市民参画	x → ○		○		第4回会議において協議済
21	市民参画	△				
22	市民参画	△				
23	委員公募	△		○-		第4回会議において協議済
24	委員公募	△		○-		第4回会議において協議済
25	委員公募	○		○-		第4回会議において協議済
26	パブリックコメ ント	○				
27	協働	△			○-	第4回会議において協議済
28	協働	○			○-	第4回会議において協議済
29	協働	△			○-	第4回会議において協議済
30	人材育成	x				
31	少子化対策	x				
32	多様性尊重	x			○-	第4回会議において協議済
33	多様性尊重	x			○-	第4回会議において協議済
34	多様性尊重	x → ○			○-	第4回会議において協議済
35	人権	x				

意見整理表			議題調整 票提出あり	協議結果			備考
No.	項目(細目)	検討欄		条例改正	指摘	報告	
36	非核平和への寄与	×					
37	上越市民ごみ憲章	×					
38	審議会の設置等に係る基準	×					
39	審議会の設置等に係る基準	△					
40	事務事業評価	△ → ○			○	○	第4回会議において協議済
41	事務事業評価	△ → ○			○	○	第4回会議において協議済
42	事務事業評価	×			○	○	第4回会議において協議済
43	上越地域防災計画	×					
44	地域協議会	×					
45	地域協議会	△					
46	地域協議会	△					
47	地域活動支援事業	×					
48	地域活動支援事業	×					
49	町内会	×					
50	地域の教育活動	×					
51	人材育成	× → ○					
52	まちづくり市民大学	× → ○					
53	地域協議会委員の人材育成	× → ○					
54	今後の取組	× → ○		○	○	○	第4回会議において協議済
55	今後の取組	× → ○					
56	地域活動支援事業	×					
57	情報共有	×					
58	市民参画	×					
59	市民参画	×					
60	協働	×					
61	協働	×					
62	多様性尊重	×					
63	自治の基本理念	×					
64	パブリックコメント	×					
65	事務事業評価	× → ○			○	○	第4回会議において協議済

※ 協議結果欄の線でつないだ意見は、一括して協議したもの

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [広報対話課](#) > 第4次上越市行政改革推進計画(案)

第4次上越市行政改革推進計画(案)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2011年12月27日更新

平成23年11月11日から平成23年12月12日までの間「第4次上越市行政改革推進計画(案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する市長等の考え方をまとめましたのでお知らせします。
ご意見をお寄せくださいありがとうございました。

結果公表期間

平成23年12月27日(火曜日)～ 平成24年1月27日(金曜日)

結果公表場所

行政管理課、市政情報コーナー(市役所1階)、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

寄せられた意見

56件

【内訳】1人、1団体

計画(案)に対する意見

反映した意見 1件
一部反映した意見 2件
反映しなかった意見 41件

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/koho/public-h23-gyokaku.html>

既に計画(案)に記述済の意見 12件
計画(案)以外の意見 0件

[寄せられたご意見、ご要望とそれに対する市の考え方 \[PDFファイル／130KB\]](#)

パブリックコメント実施後の計画(案)

[第4次上越市行政改革推進計画 \[PDFファイル／442KB\]](#)

問い合わせ先

上越市総務管理部行政管理課(電話:025-526-5111)
なお、パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください。

このページに関するお問い合わせ先

広報対話課

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

広報係

Tel:025-526-5111

Fax:025-526-6111

[お問い合わせはこちらから](#)

[このページの先頭へ](#)



パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	第4次上越市行政改革推進計画(案)	担当課	行政管理課
-----	-------------------	-----	-------

※対応状況の「記載済」には、第4次上越市行政改革大綱に記載済みのものも含みます。

No.1	ご意見の該当箇所: P1
ご意見	「進捗状況に応じ適宜見直しを行って」とありますが、どのような体制で行うのでしょうか。適宜とありますかがどのように判断するのでしょうか。分かりませんので分かるように、見直しの実効性が上がるよう配慮して記述してください。見直しに関しては市民目線を取り入れることも必要です。市民からの自発的な意見を聞いたり、総括的にモニターの意見を聞くだけでなくある程度専門性を持った市民の目で検証してもらうことも必要です。現在の行革委員会にその役割を担ってもらうことを提案します。
対応状況	記載済
市の考え方	進捗管理と見直しについては、行政自らが責任を持って取り組むべきものと考えています。推進計画(案)に記載のとおり、市長を本部長とする「行政改革推進本部会議」で進捗管理を実施し、その結果を適切に予算や事業内容に反映させるとともに、広く市民皆さんに公表していきます。

No.2	ご意見の該当箇所: P4
ご意見	年度別検証で「5次総の進捗状況の検証」とありますが、検証は5次総自身で行う仕組みになっていますので行革が検証する仕組みは不要です。(1)マネジメントシステムの強化、とありますので行革ではすべての事務事業においてPDCAを徹底させる必要があり、このことを記述する必要があると考えます。それが行革の役割です。 また、マネジメントシステムや事業評価には職員の提案制度が必要ですので、この点について記述してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	第4次行政改革は、第5次総合計画に掲げる市政運営方針である「すこやかなまち」づくりのための下支えとして進めるものであり、このことを踏まえ、第4次行政改革大綱及び推進計画を策定しています。このため、「すこやかなまち」づくりに向けて、施策や事業の目的に沿って優先度を明確にする必要性があることから、具体的な取組項目1に、「戦略的な視点を持った施策・事業の重点化」を掲げています。この取組を進めるためには、第5次総合計画の進捗状況の検証が前提となることから、ここに掲載したものです。 また、PDCAの徹底については、具体的な取組項目2「事業の成果等の評価による事業展開の方向付け」において、全ての事務事業を対象として事業評価を実施し、PDCAサイクルを回した結果として、必要性や効率性等の視点で評価・検証し、事業展開の方向づけを行うこととしています。(大綱に記載済み) 職員提案制度については、職員による個々の業務改善を目的にしているため、事業の成果等を踏まえ、今後の事業の方向性等の検討を目的とする事業評価にはなじまないと考えます。

No.3	ご意見の該当箇所: P5
ご意見	現状と課題において「根本的な課題を抽出した。」とありますが、それがどのようなものなのかの記述がありません。現状と課題、としているので課題をしっかりと書く必要があります。 また、事業展開の方向付けを行うとしていますがこの方向付けに関しては取り組み項目18にあるような「民間活力の導入」の観点からの検討も必要ですのでこの点を記述してください。
対応状況	一部反映
市の考え方	総ざらいで抽出した課題は第4次上越市行政改革大綱に記載していますが、市民の皆さんに分かりやすくお示しするため、推進計画(案)にも注釈として記述します。また、事業評価の実施に当たっては、「民間活力の導入」も評価の視点として盛り込み進めています。

No.4	ご意見の該当箇所: P5
ご意見	22年度において「事業展開の方向付けを行った。」とありますが、総ざらいについて23年度では事業の優先順位付けにおいて一部の見直しが必要となっているのでこの点は課題に書くべきです。
対応状況	反映不可
市の考え方	ご指摘の内容は道路整備計画に基づく優先順位と総ざらいの結果に関するものと考えお答えしますが、具体的な取組項目の一つである「各種事業計画の策定」に基づき、10月に各種の整備計画を策定しました。そのうち、道路整備計画については、周辺部に配慮すべきとの意見を踏まえ、総ざらいの際に考慮しなかった中山間地域や区ごとの整備比率を加えて、整備基準を設定することとしたため、総ざらい結果を検証した上で一部の路線を復活させました。 しかしながら、このことが事業展開の方向付けの課題そのものに影響を及ぼすものではないと考えます。

No.5	ご意見の該当箇所: P5
ご意見	年度別目標において、23年度以降毎年事業評価の実施を行うとしていますが事業評価の実施によりPDCAを回すことを記述する必要があります。
対応状況	記載済
市の考え方	行政改革大綱に記載のとおり、事業評価はPDCAサイクルを基本に実施するものです。

No.6	ご意見の該当箇所: P6
ご意見	現状と課題で「終期の設定を検討する必要がある。」としていますが、このことは第3次行革で実施しています。ここでは第3次行革を踏まえて結果に問題があるのならそれを課題として記述すべきです。
対応状況	反映不可
市の考え方	事業の終期の明確化については、事務事業の総ざらいによって明らかになった課題の一つであるとともに、第3次行政改革での取組を継承し進めるものであり、取組結果に問題があったために「終期の設定を検討する必要がある。」と記述している意図はありません。

No.7	ご意見の該当箇所: P6
ご意見	年度別目標で23年度以降毎年度同じ記述になっていますが、毎年度同じことを行うように読めてよく理解できません。23年度に終期設定が出来たものはそれを実行すればよいことであり、毎年度同じことを行うこととすれば内容が良く理解できませんので理解できるように記述してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	事業の終期の明確化については、毎年度の事業の進捗に伴い、目的に対する達成度や成果の度合い、その時々の社会情勢、市民ニーズを踏まえ判断する必要があるため、毎年度の事業評価により検証し、終期の設定が可能な事業については、順次終期を明確にしていくこととしており、それを毎年度の事業評価の中で行っていくこととしています。

No.8	ご意見の該当箇所: P8
ご意見	年度別目標で同じ内容が書かれているのは良く理解できません。重複・類似の検証が23年度に行われたならばその後の年度では同じことを行う必要はないと思いますので、理解できるように書いてください。
対応状況	反映不可
市の考え方	市の事務事業は、目標達成状況やその時々の社会情勢、市民ニーズを反映しながら、毎年度、事業内容に見直しや改善を加えて実施しているため、繰り返し、重複・類似事業の見直しを行う必要があると考えており、それを毎年度の事業評価の中で行っていくこととしています。

No.9	ご意見の該当箇所: P9
ご意見	23年度で年度末基金残高80億円に対し、24年度から26年度にかけて基金の取り崩す理由が何も書いていない。単に、財政計画に基づく財源不足を補う為の取り崩しでは理解出来ない。 具体的にどこにどう使うかハッキリ明記し、市民の理解を得る必要を感じるが記載されないのはなぜか答えてください。
対応状況	反映不可
市の考え方	財政調整基金の取り崩しについては、この基金の設置目的に従い財源に余裕のある平成24年度まで積立をし、財源が不足する平成25年度以降に取り崩しを想定したものです。なお、財政調整金の設置目的は9ページ下段に予め説明しております。 財政調整基金の使途については、9ページの取組内容に記載のとおり、多額の一般財源(※)を要する事業や公債費の繰上償還、公の施設の統廃合に要する経費(統合に伴う建設費や廃止に伴う除却費など)の財源に使うこととしていますが、この基金を取り崩した財源は、市税と同様に特定の事業に充てる必要が無い一般財源の扱いとすべきものとなっているため、予算制度の上では、具体的に「○○施設の建設に充てた」ということを明記できない仕組みとなっていますのでご理解をお願いします。 ※一般財源…特定の目的に使途が限定されず、市町村の裁量で予算に計上する行政経費全般に充てて使用できる財源(例:市税や交付税など)

No.10	ご意見の該当箇所: P9
ご意見	現状と課題で「…財源を確保する必要がある…」「後年度の財政負担を軽減…」とありますが、これらのことがなぜ調整基金の活用とつながるのか良く理解されないと感じます。背景を詳細に書かいで誰もが理解できるようにしてください。また、計画的な取り崩し、としていますが、計画的という考え方には何かおかしいものがあります。やむを得ずの取り崩しであり、別の表現が必要です。
対応状況	反映不可
市の考え方	財政調整基金を活用する最大の要因は、平成27年度以降の普通交付税の減額に伴う財源不足であり、このことは、現状と課題で端的に記載していると認識しています。 また、この計画では、收支の財源不足を単純に補うため「やむを得ず取り崩す」のではなく、「取組内容」に明確に位置付けたとおり「後年度の財政負担を軽減するため」という目的を持った上で計画的に取り崩すものであり、現状のとおりの記載で問題ないと考えています。

No.11	ご意見の該当箇所: P10~11
ご意見	公共料金(手数料)に関して、「原価を賄う収入に達していない」としていますが、原価主義で考えて良いのかどうかという問題もあり課題として書く必要があります。また、原価を下げる努力をすることが改革そのものでありますので、この点の記述も必要です。受益者負担の適正化とはどういうことか、使用料水準の不均衡のほかに何があるのかを書く必要があると考えます。
対応状況	反映不可
市の考え方	「原価主義」の定義がよく分かりませんが、少なくとも行政サービス提供において原価をまったく考慮しないことは行政として無責任であると考えます。例えば、住民票の発行などのように、手数料は「特定の人」に対する「特定のサービス」であるという側面がより強いため、サービスに掛かる原価を適正に把握する必要性は高いと考えています。 原価を下げる努力については、ご意見のように行革の当然の取組であるため記述していません。 また、受益者負担の適正化という観点から見直すべき必要がある取組として、ここでは手数料と使用料の改定を探り上げているものであり、記述は適切であると考えます。

No.12	ご意見の該当箇所: P10~11
ご意見	この両項目について23年度中に基本方針策定となっているが、これについても現段階でどのような計画を立て、市民に対し公表し、パブリックコメントを掛けるのであれば理解できるが、具体的な料金設定も明らかにせずパブリックコメントを掛けるのはナンセンスではないか。
対応状況	反映不可
市の考え方	受益者負担の適正化の具体的な取組として手数料と使用料の改定を行うことを行政改革推進計画の中で明らかにしたものであり、具体的な料金設定等に当たっては別途、市民の皆さんや関係団体に説明・周知を図っていきたいと考えています。
No.13	ご意見の該当箇所: P10~11
ご意見	年度別目標において、23年度で基本方針策定、24年度で手数料の設定、とありますが、これらは1年も掛けて行うこととは思われませんので、見直してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	手数料には、例えば「ゴミの有料袋」など住民生活と密接にかかわるものもあり、事前に十分な検討期間と周知期間が必要であると考えています。

No.14	ご意見の該当箇所: P11
ご意見	23年度で基本方針策定、24年度で施設使用料の設定、とありますが、これらは1年も掛けて行うこととは思われませんので、見直してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	施設使用料については、現状における原価と使用料の関係を踏まえ適正な受益者負担の割合を検討するために、個々の施設の利用状況や公費の負担割合など、数多く検証を進める必要があることから、一定程度の時間を要することをご理解願います。

No.15	ご意見の該当箇所: P12~13
ご意見	現在の実質公債費率14.8%でも高いと感じている。24年度に14.6%迄下がる理由、又、24年度は退職手当債発行を取りやめた理由や土地開発公社の抜本的な債務整理対策として第三セクター等改革推進債170億円の発行等による公債費はどう変化するのか説明がない。これでは全然理解出来ない。又、25年度はなぜ15.2%に上がるのかの説明もないし、26年度以降も15%になる理由も明らかにしていない。これで市民の理解が得られると思っているのか?いるとしたら市民をバカにした考え方と言わなければならぬ。
対応状況	反映不可
市の考え方	実質公債費比率は、全国の地方公共団体共通の財政指標として国が定めているものであり、早期健全化基準は25%を超える場合、財政再生基準は35%を超える場合と定められています。当市の14.8%という数字は、これらの国の基準を下回っており、適正な水準の範囲内にあります。 24年度に指数が下がる理由については、指数計算の分母にあたる市税や交付税などの増額が主な要因です。 24年度に退職手当債発行を取りやめる理由については、現状と課題及び取組内容に記載したとおり「公債費の将来負担の縮減及び交付税措置の無い市債発行の抑制のため」です。 実質公債費比率等の財政指標は、市の決算時に国の当該年度の基準に従い算定し、詳細な説明等を公表しているものです。各種財政指標は、国が定める複雑かつ多岐にわたる計算式や膨大な項目で算定されることから、本計画の見込みでは特に重要な事項について、要点を絞った説明とし、具体的な取組内容に力点を置いた記載としました。 (同時期に策定した財政計画の20ページ、21ページ、28ページには、指標の変化などについて、より具体的な説明などを記載しています。)

No.16	ご意見の該当箇所: P12
ご意見	この項目は財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。また、25年度に比率がなぜ増えるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。
対応状況	反映不可
市の考え方	「財政改革」と「行政改革」は一体的に取り組むものであり、当市の「第4次行政改革」では重点取組として「行財政改革による行財政運営の適正化」を位置付けています。したがって、公債等縮減計画は、行政改革の取組の一つとして「行政改革推進計画」の中にその内容を記載しています。 また、25年度に実質公債費比率が上昇するのは、主に第三セクター等改革推進債の元利償還金が発生するためです。

No.18	ご意見の該当箇所: P14
ご意見	特別会計(国も地方も)非常に多くあると聞いているがどの位有るかも知らない。明らかにする必要がありと思う。
対応状況	反映
市の考え方	上越市の特別会計は次の17会計であり、ご指摘のとおり、推進計画(案)に注釈として記載します。 国民健康保険特別会計、診療所特別会計、索道事業特別会計、下水道事業特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、地球環境特別会計、新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計、浄化槽整備推進事業特別会計、住宅団地事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、病院事業会計、ガス事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計、工業用水道事業会計

No.19	ご意見の該当箇所: P14
ご意見	見直しの目的を行革との関連でもう少し分かりやすく書かないと理解できません。また、年度別目標が毎年度同じ表記となっていますが、23年度に行えば一定の整理がつくはずなのになぜ毎年同じ記述なのか、理解が出来ません。
対応状況	反映不可
市の考え方	特別会計の中には、予算規模が小さく、また、一般会計と区分されているために突発的な事案に即時に対応できないものもあり、業務効率や市民サービスの向上などの観点から、一般会計と統合することで柔軟な対応が可能となるため、総ざらいの課題の一つとして取り上げ、第4次行政改革で取り組むこととしました。 また、特別会計における事業執行を年度ごとに検証するため、継続的な見直しが必要と考えます。

No.20	ご意見の該当箇所: P15
ご意見	これは市の職員の削減を考えているのか、経費を考えているのか良く分からぬ。市議会で質問もあつたが主に経費の事を言っていたような感じであるが本当はどうか?
対応状況	反映不可
市の考え方	「大項目：健全財政の推進」、「中項目：効率的で効果的な財政運営」の具体的な取組項目の一つであり、委託することで職員の削減が可能となり、結果として経費削減につながるものです。

No.21	ご意見の該当箇所: P15
ご意見	委託効果が高い業務とはどのようなことなのか、民間委託の目的は何か、これと行革とのかかわりはどうなのか、これがなぜ学校給食だけなのかの説明がないとこの項が良く理解できません。また、調理業務の委託対象の全体数がいくつなのかも書いてないので分かりません。
対応状況	一部反映
市の考え方	委託効果が高い業務とは、同等以上のサービスをより少ない経費で実施できることであり、民間委託することで職員の削減や経費の削減が可能となります。 学校給食は平成19年度から民間委託に取り組んでおり、経費削減効果が確認できていることから、引き続き取組を進めることとしたものです。現時点で全ての学校で調理業務を民間委託することまでは決定していませんが、全体の小・中学校数を計画の中に表示することとします。

No.22	ご意見の該当箇所: P17
ご意見	26年度の目標に「概ね1割程度の…」とありますが、23年度に計画の策定を行うのであり、最初から1割程度というのは考え方としておかしいと考えます。
対応状況	反映不可
市の考え方	計画策定に当たり内部検討を実施する中で、再配置の実施可能性等の観点から対象施設を抽出し、1割程度という目標を設定したものであり、この考え方は市議会でも議論されています。 なお、「公の施設の再配置計画」については、平成23年10月に策定を完了し、公表しています。

No.23	ご意見の該当箇所: P18
ご意見	23年度に再配置等に係る計画を策定とありますので26年度に44園という数字が先行するのはおかしいと考えます。
対応状況	反映不可
市の考え方	具体的な取組内容を記載した保育園の再配置等に係る計画の策定に当たり、予め目標とする数値を設定したものです。

No.24	ご意見の該当箇所: P19
ご意見	26年度の取り組み内容に「必要に応じ優先度等計画の見直し」とありますが、どのようなことを意味しているのか、25年度までの判断を見直すというようにも理解でき、どのようなことを言っているのか良く分かりません。
対応状況	反映不可
市の考え方	施設の老朽化状況や購入又は貸付需要を、平成26年度において再検証するとともに、再検証の結果により除却未済の施設について除却順位を見直すことがあることを明言したものです。

No.25	ご意見の該当箇所: P20
ご意見	三セク会社の経営健全化と持ち株会社化との関係が分かりません。行革とのかかわりもよく分かりません。持ち株会社化のメリット、デメリットも分かりませんので分かるように丁寧に書いてください。
対応状況	反映不可
市の考え方	持株会社化に期待する効果は、取組内容に記載してある事業連携による売上高の増加、共同仕入れによる売上原価の抑制、人員の流動化による人件費の抑制などです。 見直し方針はこれまでの検討を踏まえた上で持株会社化を目標として設定していくものであり、ここにメリット、デメリットを記載する必要はないものと考えます。

No.26	ご意見の該当箇所: P22
ご意見	この項目は財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。年度別目標を設定してありますが目標は全額回収ですので、この点を間違わないような設定が必要です。半端な目標を書くとそれを目標に行動することになりかねず、本来の姿が見えなくなる恐れがあります。
対応状況	反映不可
市の考え方	行政改革と財政改革は一体のものとして考えており、行政改革推進計画の構成として、大項目に「行財政改革による行財政運営の適正化」、中項目に「健全財政の推進」そして「公営企業等の経営健全化」の取組として「未納料金の縮減」を図ることとしています。 未収金の縮減目標はもちろん全額回収ですが、経済情勢の悪化により倒産・破産、生活困窮や営業不振、無届転居等により回収困難となるケースがあるのも事実であり、これまで縮減に努めてきた実績を勘案し目標値としています。

No.27	ご意見の該当箇所: P22
ご意見	未納金の回収に関しては5000円を回収するために10000円の費用を掛けるような事態が出てきます。専門員を雇用したり外部委託をしたりするとなおさらです。この点に関しての考え方の整理が必要と考えますので記述してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	効果的・効率的な事業を推進するため、従前は個別に業務を委託してきたものを、本年4月より包括的業務委託を実施しています。この中には料金収納も含まれており、民間のノウハウを活かした未納金の回収と最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めています。

No.28	ご意見の該当箇所: P23
ご意見	効率的な事業の推進のために民間的経営手法の活用を図るとしていますが、経営手法の活用と業務委託とはリンクしないのではないかと考えます。これでは行政の業務は非効率ですといっているようなものです。その非効率を解消する為に行革があるのであり、官では効率化の見込みが無いので民間に委託します、と言うのであれば立派な行革ですので趣旨が分かるように記述してください。
対応状況	反映不可
市の考え方	民間的経営手法の活用については、それがイコール業務委託とは限りません。民間事業者が実施している経営手法の中で、当市の公営事業に取り入れられるものがあれば積極的に取り入れ、その中で業務委託を行う方がお客様の利益に繋がり、かつ、費用対効果の面からもメリットがある場合に実施すべきであると考えています。

No.29	ご意見の該当箇所: P24
ご意見	この項目は財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。
対応状況	記載済
市の考え方	行政改革推進計画は、大項目に「行財政改革による行財政運営の適正化」、中項目に「健全財政の推進」という構成になっており、その中で「公営企業等の経営健全化」に資する取組の一つとして「企業債残高の縮減」を行うこととしています。よって、行政改革と財政改革は一体のものとしてご理解いただければと考えます。

No.30	ご意見の該当箇所: P25
ご意見	<p>この項目も財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。高金利借入れの繰上げ償還や借り換えは企業債に限ったことではありません。一般債にはこのことは無いのでしょうか。また、利率5パーセント以上を借り換えの対象としていますが5パーセント以下でも極力借入れ利率を下げる努力が必要と考えますが、この点に関しては記述する必要があると考えます。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>行政改革推進計画は、大項目に「行財政改革による行財政運営の適正化」、中項目に「健全財政の推進」という構成になっており、その中で「公営企業等の経営健全化」に資する取り組みの一つとして「高い金利水準にある企業債の繰上償還」を行うこととしています。よって、行政改革と財政改革は一体のものとしてご理解いただければと考えます。</p> <p>また、高利率の企業債を繰上償還するためには、借入先(国など)の同意が必要であり、今回実施する分は国が特別措置として認めたものです。今後も、より低利の企業債の繰上償還を実施できるよう、上部団体などを通じて国に働き掛けていきます。</p>

No.31	ご意見の該当箇所: P26
ご意見	<p>この項目も財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。公営企業の経営健全化という観点からは項目17に統合して記述してほうが分かりやすいと思います。</p> <p>現状と課題で、また以下の記述は本項とは直接には関係が無いので削除を提案します。年度別目標に収納率の目標が書いてありますが、目標は100パーセントですので、この点を間違わないような設定が必要です。半端な目標を書くとそれを目標に行動することになりかねず、本来の姿が見えなくなる恐れがあります。書くとしたら26年度の欄のみに収納率99.9%とするのが良いと考えます。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>行政改革推進計画は、大項目に「行財政改革による行財政運営の適正化」、中項目に「健全財政の推進」という構成になっており、その中で「公営企業等の経営健全化」に資する取組の一つとして「未納料金の縮減」を行うこととしています。よって、行政改革と財政改革は一体のものとしてご理解いただければと考えます。</p> <p>また、項目17に統合すべきとのご意見ですが、計画の構成を公営企業の各事業ごとに分け、わかりやすく示しているものですので、ご理解ください。</p> <p>現状と課題の中の「また以下の記述」については、後段の個別計画の「医師確保計画」につながる部分ですので削除することはできないと考えます。</p> <p>目標については、ご指摘のとおり収納率100%に向けて努力いたしますが、生活困窮者からの徴収は難しい現実がある一方、このような方に対する医療を拒むことはできません。従いまして、目標としては設定し得る現実的な数値を掲げることとし、計画している取組項目を積極的に進めていくことにより、収納率100%に近づけたいと考えています。</p>

No.32	ご意見の該当箇所: P28
ご意見	<p>下水道の接続について疑義が有る。</p> <p>まず第1、私が平成6年下水道事業に於ける新道区に於ける下水道事業は住宅の多い稻田鴨島は対象地域となるが、富岡やその周辺は公共集落排水もダメと言われ現在に至っている。その間、他地区的公共下水道並びに集落排水が進み、残されたのが新道地区のみである。今頃になって後5年で稻田3丁目に本管が入るから順次、鴨島迄進めるとの12月議会一般質問で小林章吾議員に対し、市長が答えていたが稻田鴨島地区では今さら下水道はほしくない。老人世帯で後何年も生きないので大金をかけて公共下水道につなぐ必要ないと声がしだいに大きくなっている。従って、平成26年以降の接続等推進計画はあまいのではないか?</p> <p>一方、下稻田から富岡迄の間は公共も集落排水もダメ。私は元来この地は優良農地となっている事から農業集落排水を設置すべきといつて来ているが、当局は全然話にも乗ってこない。こんな問題をどう考えどう答えるのか回答してほしい。</p> <p>接続問題は抜本的見直しが必要。</p> <p>上越市の成長戦略と町づくり、人口問題を考え、どう対応するかは市長の手腕にかかっていて、一朝一夕に片付く問題でないと思うが行政当局の考え方を聞きたい。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>平成26年度を目標年度とした本計画は、第4次行政改革大綱を具現化するための具体的な取組内容を示したもの。</p> <p>使用料の增收は、第4次行政改革における重点取組の一つである行財政改革による行財政運営の適正化を推進するため、上越市下水道事業特別会計を支える使用料収入を増収することにより、経営の健全化を目指すものです。</p> <p>このため、供用開始区域における未接続世帯への接続推進を積極的に取り組み、使用料の增收に結び付けたいと考えています。</p> <p>なお、ご指摘の今後の整備につきましては、あらかじめ地域の皆様に十分な説明を行いながら事業の推進を図ってまいりたいと考えています。</p>

No.33	ご意見の該当箇所: P28
ご意見	<p>この項目も財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。水洗化率を目標としていますが、本件に関しては以下の問題と課題がありますのでこれを記述してください。また、これらの課題を放置したまま数値のみを管理することは行革の精神に反するとともに、放置しておく状況ではありませんので対策の方向も記述する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化世帯ではこれから先居住する年数が少なく、多額の負担金や接続工事料を支払う必要性が少ないと考えられている。 ・年金暮らしの高齢者にとっては負担金や接続工事料の支払いは高負担であり支払えない。 ・負担金や接続工事料は居住人数ではなく敷地面積により算定されるので、現実的ではない高負担となり必要性とはかけ離れた負担となる矛盾がある。
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>行政改革推進計画は、大項目に「行財政改革による行財政運営の適正化」、中項目に「健全財政の推進」という構成になっており、その中で「公営企業等の経営健全化」に資する取組の一つとして「使用料の增收」を行うこととしています。よって、行政改革と財政改革は一体のものとしてご理解いただければと考えます。</p> <p>使用料の增收は、第4次行政改革における重点取組の一つである行財政改革による行財政運営の適正化を推進するため、上越市下水道事業特別会計を支える使用料収入を増収することにより、経営の健全化を目指すものであります。</p> <p>接続の推進にあたっては、取組内容に記載のとおり下水道事業計画の情報提供や個別訪問・相談等を通じて積極的に推進してまいります。</p> <p>なお、ご指摘の負担金や接続工事費用については、負担金の納付相談を個別に実施したり、工事費用の助成や融資の制度並びに高齢者向けリフォーム補助金等について地元説明会や個別訪問の際に紹介するなど十分な説明をしてまいりたいと考えております。</p>

No.34	ご意見の該当箇所: P30
ご意見	この項目も財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。
対応状況	記載済
市の考え方	行政改革推進計画は、大項目に「行財政改革による行財政運営の適正化」、中項目に「健全財政の推進」という構成になっており、その中で「公営企業等の経営健全化」に資する取組の一つとして「使用料の增收」を行うこととしています。よって、行政改革と財政改革は一体のものとしてご理解いただければと考えます。

No.35	ご意見の該当箇所: P32
ご意見	この項目も財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。年度別目標に収納率の目標が書いてありますが、目標は100パーセントですので、この点を間違わないような設定が必要です。半端な目標を書くとそれを目標に行動することになりかねず、本来の姿が見えなくなる恐れがあります。書くとしたら26年度の欄のみに収納率9.9%とするのが良いと考えます。
対応状況	反映不可
市の考え方	行政改革推進計画は、大項目に「行財政改革による行財政運営の適正化」、中項目に「健全財政の推進」という構成になっており、その中で「市が保有する資源を活用した歳入確保」に資する取組の一つとして「市税等の収納率の向上」を行うこととしています。よって、行政改革と財政改革は一体のものとしてご理解いただければと考えます。 行政改革を行うにあたり、健全な財政運営は不可欠であり、安定した財源確保は重要な課題です。安定した財源の確保を行うためには、年度別・税目ごとに実現可能な収納率の目標を設定し、確実な税収の確保に努める必要があります。よって、実現不可能な数値を目標とすべきではないと考えます。

No.36	ご意見の該当箇所: P32
ご意見	繰越分の収納率の目標がありますが数値の改善がありません。それには理由があるはずで、その理由を明確にしないまま数値目標だけを載せることは行革の精神に反します。理由を明確にして、現年分とは切り離して抜本的な対処策を書く必要があります。
対応状況	反映不可
市の考え方	滞納の事由としては、営業不振や多重債務、失業、生活困窮など様々なケースがあります。また、過年度における滞納分であるため、収納確保するためには昨今の経済情勢の回復と滞納原因の改善が不可欠であると考えます。このような状況を踏まえた上で、計画期間内での0.01ポイントの上昇という目標は妥当なものと考えます。 第4次行政改革推進計画では、健全な財政運営には安定した自主財源の確保が大変に重要であることから、現年課税分を重視しながら税収の確保、収納率の向上を図るものであり、現年課税分・滞納繰越分を切り離す必要はないものと考えます。

No.37	ご意見の該当箇所: P34
ご意見	現状と課題の記述は第3次行革において指摘され対処を要求されていたものであり、今更ここに書くということは指摘されながらそれまで何もしてこなかったということではないかと考えます。職務怠慢そのものであり、また同じことが繰り返されることになります。こここの記述は出来なかった理由を追加して、すべて書き直しが必要です。
対応状況	反映不可
市の考え方	行政目的に使用しない資産(不用な資産:普通財産)についての認識は、第3次行政改革実施時と変わるものではなく、又、この間、資産の境界確定等を実施し処分(売却、貸付)を行ってきており、今後も継続して取り組む必要があると認識しています。 なお、現下の社会・経済状況から、資産の処分に係る環境は一段と悪化しており、短期日で処分が完了できるものではないことをご理解いただきたいと思います。

No.38	ご意見の該当箇所: P35
ご意見	この項目は財政改革の内容であり、行政改革とどのようなかかわりがあるのかよく分かりませんので理解できるように書いてください。
対応状況	記載済
市の考え方	「財政改革」と「行政改革」は一体的に取り組むものであり、当市の「第4次行政改革」では重点取組として「行財政改革による行財政運営の適正化」を位置付けています。したがって、自主財源確保計画は、行政改革の取組の一つとして「行政改革推進計画」の中にその内容を記載しています。

No.39	ご意見の該当箇所: P37
ご意見	この件に関しては、市民が言っているのか、市の部局長が言っているのか、市の人事課(総務部の意見)なのか不明。平成23年度計画に対し、23年度の実績はどうか。発表によると、23年11月末現在、正職員2201人、パート臨時1186人、嘱託424人、計3631人となっている。これを最終的に1973人にするには、すべての業務停止をかけなければならないはずである。 ここでいう最終1973人は、正職員を指しているのか、全職員を指しているのか不明であり、カモフラージュもいい加減にしてほしい。正職員を減らし、臨時やパートをいくら増やしても実績活動はできない。この考え方を見ると、正職員を名目減らし、嘱託を増やし天下りを多くする手段に見えるが違っているのだろうか。もしそんな事をしたら優秀な若い人の力がそれが、活力を失うことにつながり天下り天国になる。そして、名目、正職員が減って、パートが大幅増と嘱託が大幅増で、行政が行き詰まることが明白である。仕事のやり方やグループ編成のあり方を考え、1人2役3役できる教育が先であろうと思われる。
対応状況	反映不可
市の考え方	正規職員を削減し、その分を臨時・嘱託職員に切り替えていくという考えではなく、業務の性格や困難度を見極め、正規職員が執行すべき業務と臨時・嘱託職員が担うべき業務を精査し、区分した上で、定型的・定例的な業務は臨時・嘱託職員に委ねることで、適正な定員管理を進めていこうとするものです。 また、嘱託職員においては、施設の館長などに退職した職員を任用する場合もありますが、いずれもその職に必要な知識・能力等を考慮し、幅広い知識や行政経験を持つ者を任用しております。 なお、この項目における職員数は、正規職員数のことですが、全体の職員数につきましては、事務事業の見直しや内部事務の簡素・効率化を始め、組織機構の見直しにも不断に取り組みながら、正規職員だけではなく、臨時・嘱託職員についても業務と人員とのバランスを考慮し、真に必要な職員数を見極めてまいります。

No.40	ご意見の該当箇所: P37
ご意見	<p>行革の目的は職員数を減らすことではありません。行政の仕事の仕方を変え、仕事の量を減らして仕事すべてを簡素化、効率化することが目的です。その結果として職員数が減るのです。このことを明確に記述してください。</p> <p>仕事の仕方や量をそのままにしたままで職員数を減らすならばその付けはすべて職員と市民にかかるべくします。第4次行政改革推進計画ではこの行革本来の目的がまったく見えません。行革本来の目的を明確に記述してください。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>「現状と課題」に、「今後、持続的・安定的な市民サービスの提供や複雑多様化する市民ニーズへの円滑な対応に向けて、事務の能率向上など事業や組織の見直しを進め、民間委託や再任用等を活用しつつ、真に必要な職員数を定め適正な職員数とし、人件費総額を抑制する。」と記述しています。</p> <p>なお、本年10月に公表した、行政改革推進計画を構成する個別計画の一つである定員適正化計画において、「定員適正化の視点」において、様々な視点により、業務の見直しを行うことを記述しています。</p>

No.41	ご意見の該当箇所: P37
ご意見	<p>現状と課題に「再任用等を活用しつつ」とありますが、再任用と行革や事務の能率向上とどのような関係があるのでしょうか。また、「等」とは何をイメージしているのでしょうか。部長級の再任用はデメリットばかりと考えますが、メリットがあるなら両方を書いて再任用を記述してください。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>再任用は、一時の行政需要への対応のために、任期の定めのない正規職員を任用するのではなく、一時的な任用により、将来的に職員数が過剰とならないようになります。</p> <p>なお、「再任用等」とは、「取組内容」に記載した、「○再任用、臨時・嘱託職員制度等の活用」を意図しています。</p>

No.42	ご意見の該当箇所: P37
ご意見	<p>職員数を減らすとしていますが、市民の目に見えにくいところでは臨時やパートの職員を多数雇用しており、時間外労働も少しも減っていません。これらのことの改善対策をしないまま職員数だけを減らしても、トータルの人員費は減らないので業務能率の改善にはならず費用も削減にはなりません。これらのこと記述した上で、トータルの人員費で管理する方法も取り入れることを記述してください。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>正規職員を削減し、その分を臨時・嘱託職員に切り替えていくという考えではなく、業務の性格や困難度を見極め、正規職員が執行すべき業務と臨時・嘱託職員が担うべき業務を精査し、区分した上で、定型的・定例的な業務は臨時・嘱託職員に委ねることで、適正な定員管理を進めていこうとするものです。</p> <p>これにより、困難度が低い業務については、相応の給与とすることにより、トータルの人員費が削減できると考えており、そのような意味で、「現状と課題」において、人件費総額を抑制すると記述しました。</p> <p>なお、本年10月に公表しました定員適正化計画において、ご指摘の点については記述しています。</p>

No.43	ご意見の該当箇所: P38
ご意見	何を言いたいか全然わからない。
対応状況	反映不可
市の考え方	ご意見の詳細が不明につき、反映できません。

No.44	ご意見の該当箇所: P38
ご意見	現状と課題をもう少し細かく書いてもらわないと、組織のどこに問題があると考えているのかが分かりません。問題や課題の把握には市民意見を反映させることも必要です。木田庁舎では一人の職員の業務範囲が狭く、問い合わせがあっても当人でなければ返事が出来ないことがあったり、隣の係が忙しくても余裕のある係からなかなか手伝いにいけないなどの課題があり、グループ制導入の課題もありますので現状と課題をもう少し詳しく書いて下さい。
対応状況	反映不可
市の考え方	職員には常々、組織で仕事をすること、情報共有を図ること、親切な市民対応を心掛けることなどを指導しています。万が一、ご指摘のような事案があった場合は、お手数ですが、具体的な課等名や職員の氏名を教えていただければ指導します。 なお、グループ制については、市役所の中でグループ制と係制の課が混在していましたが、課等の長をはじめ管理職がマネジメント能力を発揮し、課等の業務を適正に進捗管理する上では、グループ制であっても係制であっても同様であることから、平成23年度からグループ制を廃止しました。

No.45	ご意見の該当箇所: P39
ご意見	これについても全然理解できない。
対応状況	反映不可
市の考え方	ご意見の詳細が不明につき、反映できません。

No.46	ご意見の該当箇所: P39
ご意見	職員の人材育成は職員の資質向上策であり本来行政自身が解決する問題でありますので、行革の問題として市民に問う問題ではないと考えます。一般会社が社員の育成方針を株主に問わないのと同じことです。基本的な認識が違っていると考えますのでこの点を分かるように記述してください。また、行革と人材育成(資質向上)とは直接の関係は無いものと考えますので、かかりを分かりやすく記述してください。
対応状況	記載済
市の考え方	行政改革を推進する上で、人を育て・生かすマネジメントの改善は、市政運営に欠かせない重要な取組と考えています。職員個々のレベルアップはもとより、職員を適材適所に配置し、職場の良好な相互関係をベースとして仕事への意欲とスキルを高めながら、組織としての総合力を高めていくことが肝要と考えています。 そのような効果を人材育成の側面から発揮していきたいと考え、重点取組として位置付けたものであり、その位置付けは第4次行政改革大綱に記載済みです。

No.47	ご意見の該当箇所: P40
ご意見	今、市で行っている人事は、本当に適正か問題がある。従って病休の人がいかに多く発生しているか。いうなれば、人事によるイジメにより、病休の人が増えているのではないかと思われる。
対応状況	記載済
市の考え方	ご意見をいただいたような事態を招かないように、職員の自己申告の内容を斟酌しながら、細心の注意を払って人員配置を決定しています。

No.48	ご意見の該当箇所: P41
ご意見	言っていることとやっていることが違いはしないか。詳細説明が必要。
対応状況	反映不可
市の考え方	行政改革推進計画で掲げる個別の取組に係る詳細な事項については、別途、個別計画を定めることで、その根拠を明らかにしています。詳細説明に関しては、それら個別計画のうちの一つである「人材育成方針」をご覧ください。

No.49	ご意見の該当箇所: P41
ご意見	<p>メンタルヘルス不調者が相當に多い現状と聞いています。原因をいろいろ書いていますが職場に原因があります。異動により職場環境が大きく変わり仕事がよく分からぬ状況で丁寧に教えてもらえないことなどが原因になっています。管理職の地位にある者の資質にも問題があると聞いています。現状と課題や取組内容に書いてあるとおりですが、職員アンケートにあるとおり管理職のマネジメント能力にも問題がありますのでこれへの対策に力を入れてください。能力のない所属長に相談することは逆効果になりますので所属長以外や外部機関への相談体制の記述が必要と考えます。</p> <p>時間外労働に関して例外と書いていますが、考え方はそのようであっても仕事が間に合わない場合はやむを得ず実施しているところです。仕事の仕方の改善や仕事量を見直さないままに時間外労働を減らせということがメンタルヘルス不調の原因になっていることを認識すべきです。このことから「時間外勤務…推進すること」は削除を提案します。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>ご指摘の管理職のマネジメント能力の向上に関する具体的な取組は、42ページ「基礎的な資質・能力の底上げ」で位置付けています。</p> <p>また、所属長以外への相談体制に関しては、人事課に専任の衛生管理者を配置するなど、既に相談体制を整えていますが、本項はそれぞれの職場における労務環境の整備に主眼を置いていますので、所属長以外における相談体制に関する取組は位置付けませんでした。</p> <p>なお、時間外勤務の取扱いに関する原則と、現実に仕事が存在することのギャップを解決するための方策は、まさにご指摘のとおりであり、必要な取組を「マネジメントシステムの強化」で位置付けていますが、同時に「時間外勤務はあくまでも例外」との原則に立った業務マネジメントがきちんと機能することも肝要でありますので、この記述を除外することはふさわしくないと考えます。</p>

No.50	ご意見の該当箇所: P42
ご意見	何を言っているか分からぬ。会社であれば社員教育は社内で行うのが普通であり、株主総会で社員教育のことは議決に値しない。このことをパブリックコメントにかける自体、市の能力を疑問に思うが、市の認識はいかがか。
対応状況	反映不可
市の考え方	行政改革を推進する上で、人を育て・生かすマネジメントの改善は、市政運営に欠かせない重要な取組と考えています。職員個々のレベルアップはもとより、職員を適材適所に配置し、職場の良好な相互関係をベースとして仕事への意欲とスキルを高めながら、組織としての総合力を高めていくことが肝要と考えています。

No.51	ご意見の該当箇所: P44~48
ご意見	「新しい公共の創造」と(1)から(3)の各項と具体的な取組項目に関して、行革とのかかわりが分かりません。それぞれに関して行革とのかかわりが良く分かるように記述してください。
対応状況	記載済
市の考え方	第4次上越市行政改革推進計画については、第4次上越市行政改革大綱を推進するための具体的な計画として策定しています。 行革と新しい公共の創造との関係については行政改革大綱に記載していますが、社会経済情勢等の変化によって行政ニーズが多様化・複雑化する中にあって、市民が地域の課題や公共の課題を自らの課題として、主体的に行動する地域社会を創造していくことが行政改革のひとつであると捉えています。

No.52	ご意見の該当箇所: P44~48
ご意見	「新しい公共」の概念がよく分かりません。行政から説明があったという記憶もありません。「新しい公共」を打ち出すならばその概念や協働との違いをしっかりと市民に説明する必要があると考えます。すくなくとも本計画に概念なり解説的なものを書いてください。
対応状況	記載済
市の考え方	新しい公共の概念については、第4次上越市行政改革大綱の14ページ冒頭部分に記載したとおり、「市民が地域の課題や公共の課題を自らの課題として、主体的に解決に向けて行動する地域社会」としています。 また、新しい公共は、地域住民、市民活動団体等のみなさんが主体的に自ら取り組むことであり、そうした取組の中で、市民と行政がそれぞれの役割分担の中で協力することを協働と位置付けています。

No.53	ご意見の該当箇所: P44~48
ご意見	地域活動支援事業は、一定の理解を得て進めているが、市民のボランティア等への参加や協働等は強制されるべきものではなく、自発的行動として捉えるべきであると思う。ボランティアをいつまでにどうするとか、協働をどうするとか、期限を切って進めるのではなく、その地域に合ったやり方があると思われる。 新しい公共をいう前に、多くの人が口をつぐみ、心を開かず、行き来もしない人は人、俺は俺的行動しかやらない人が多くなっている現状を、行政は支援事業等で人の心が開くと思っているのかどうか。大きな新しい公共をいう前に、隣3軒両隣的発想が必要でないかと思うがどうか。
対応状況	反映不可
市の考え方	ご意見のとおり、市民のボランティア等への参加や協働については、市としても強制されるものではなく自発的に行動していくものとして捉えております。 今回の行革推進計画に掲げた市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造のための3つの項目については、いずれも、地域の課題や公の課題解決のために活動する人や団体を増やし、ひいては、地域課題の解決や地域の活力向上につなげるためのものです。 また、こうした取組により、地域における人と人、人と地域の良好な関係の構築にもつながると考えます。

No.54	ご意見の該当箇所： 全体
ご意見	<p>これほど多くの行政改革推進計画(案)を1度に提出しパブリックコメントを掛けるのは、少々無理があるのではないか？全部関連が有るからといっても限度があると思う。</p> <p>まずは、23年度も残り少ない現時点で具体的な方針の策定や計画を示さず、何がどうなるかを市民に発表せず行政の希望的な方向のみで市民に判断を求めるのはどういう事か。このパブリックコメントを基に全市民の判断を聞いたと行政の手段でないかと疑いたくなる。この事について、細かな説明をせずにパブリックコメントを掛けたか聞きたい。</p>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>第4次行政改革推進計画(案)は、大綱を具現化するためのアクションプランであり、大綱で定めた40の「具体的な取組項目」に基づき個別計画を策定し、課題解決に向けた取組を実践する行政としてのセルフプランです。計画としてはボリュームがありますが、現状と課題を明らかにし、年度別目標と取組内容を示し、計画的に課題解決を図っていく計画の特性をご理解ください。</p> <p>なお、パブリックコメント制度は、自治基本条例の理念に則り、公正で開かれた市政運営に役立てるため、市の基本的な計画等の立案等の段階において、事前にその案を公表し、市民の皆さんから広く意見を求めるとともに、その結果と市長等の考え方を公表する制度であり、第4次行政改革においては、すでに本年4月に本推進計画の基本となる第4次行革大綱(案)を公表し、広く市民の皆さんのお聞きして成案として取りまとめています。</p>

No.55	ご意見の該当箇所： 全体
ご意見	まだ公の施設やその他多く書くことが残っている。しかし全体を見ると、そうあってほしい、あるいは、そうなってほしいというだけであるため、具体的な記述や詳細な説明もなく、こういう問題やこういうものがあるんですよ、と並べて見ただけの話であり、パブリックコメントとしては答え様がない記述であった。
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>第4次行政改革推進計画(案)は、大綱を具現化するためのアクションプランであり、大綱で定めた40の「具体的な取組項目」に基づき個別計画を策定し、課題解決に向けた取組を実践する行政としてのセルフプランです。計画では、現状と課題を明らかにし、年度別目標と取組内容を示し、計画的に課題解決を図っていく本計画の特性をご理解ください。</p> <p>なお、具体的な取組項目の詳細の多くは、個別計画として別途議会資料として公表しています。</p>

No.56	ご意見の該当箇所： 全体
ご意見	<p>その他、行革大綱に関して意見を提出しましたが、それに対して「その指摘は〇〇に記載してあります。」というような回答がいくつありました。〇〇の記述では分かりにくい点があるので意見提出したにもかかわらず、そのような回答は極めて不謹であり不本意です。また、提案者のみに説明するような回答もありました。提案者に説明して欲しくて意見を出しているわけではありません。</p> <p>私たちは、市民に分かりやすい推進計画としてもらうよう提案しているところでありますので、市民の誰もが理解できるよう丁寧な表現で、誰もが理解できるような推進計画をしていただきますようお願い致します。</p>
対応状況	記載済
市の考え方	<p>市民の皆さんからの意見等に対する回答については、これまで丁寧で分かりやすくお答えするよう努めています。</p> <p>なお、本推進計画(案)の策定に当たっても、分かりやすい表現を心掛け、難解な用語は注釈で説明したりするなどの工夫をしながら作業に取り組んできたところです。</p> <p>判断の分かれるところですが、いただいた意見については、市の考え方をお示しし、意見を提出された方はもちろん、市のホームページやパブリックコメントの資料公表場所においてその内容を公表し、広く市民の皆さんに周知することで理解を深めています。</p>



[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [広報対話課](#) > 上越市第2次環境基本計画改訂版(案)

上越市第2次環境基本計画改訂版(案)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2012年7月26日更新

平成24年4月11日から平成24年5月11日までの間「上越市第2次環境基本計画改訂版(案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する市長等の考え方をまとめましたのでお知らせします。
ご意見をお寄せくださいありがとうございました。

結果公表期間

平成24年7月26日(木曜日)～ 平成24年8月24日(金曜日)

結果公表場所

環境保全課、市政情報コーナー(木田庁舎1階)、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

寄せられた意見

32件(1人、1団体)

内訳

計画(案)に対する意見

- 反映した意見 6件
- 一部反映した意見 0件
- 反映しなかった意見 22件

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/koho/public-h24-kannkyokihonnkeikaku-result.html>

- 既に計画(案)に記述済の意見 3件
- 計画(案)以外の意見 1件

寄せられたご意見、ご要望とそれに対する市の考え方

- [寄せられたご意見、ご要望とそれに対する市の考え方 \[PDFファイル／157KB\]](#)

パブリックコメント実施後の計画(案)

- [上越市第2次環境基本計画改訂版\(案\) \[PDFファイル／1.71MB\]](#)

問い合わせ先

上越市自治・市民環境部環境保全課(電話:025-526-5111)

なお、パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください

このページに関するお問い合わせ先

広報対話課

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

市民対話係

Tel:025-526-5111

Fax:025-526-6111

[お問い合わせはこちらから](#)

[このページの先頭へ](#)

<http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/koho/public-h24-kannkyokihonnkeikaku-result.html>



パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市第2次環境基本計画改訂版	担当課	環境保全課
-----	-----------------	-----	-------

No.1	ご意見の該当箇所:	P10
ご意見	10ページ、数値に関して、市政モニターアンケートによる数値、というのが各所にありますが、400名程度の市民のアンケートで数値評価をするのには疑問があります。400名では少なすぎるという点や回答率は100パーセントではないという点、400名は無作為抽出された人ではないという点などからです。数値を把握する方法を検討する必要があると考えます。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	次期計画策定に当たっては、規模や内容を見直した環境市民アンケートの実施を検討します。	

No.2	ご意見の該当箇所:	P11
ご意見	11ページ、自然環境の豊かさのH26の目標値が「H20年度を維持」とありますが、20年度数値が分かりませんので判断できません。(以下同じような箇所があります。)	
対応状況	反映	
市の考え方	H20年度数値を記載します。	

No.3	ご意見の該当箇所:	P11
ご意見	p11アンケート調査によると自然環境の豊かさに満足している市民の割合が比較的高いと感じましたが26年度の目標値を20年度値を維持としたのはなぜなのでしょうか？ 目標値は高いところにおいて努力する姿勢が大切とおもいます。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	自然環境は、開発により豊かさが損なわれる恐れがある一方、短期間で造成や修復ができる性質のものではないため、満足度を上昇させるための働きかけは困難です。 また、平成22年度の実績値は、「森や林など山のみどりの豊かさへの満足度」は目標を未達成、「野鳥や昆虫など生き物の豊かさへの満足度」は平成20年度値をわずかに上回って達成となっています。そのため、平成26年度目標値は引き続き平成20年度値を目標値としました。	

No.4	ご意見の該当箇所:	P11
ご意見	海岸の自然環境の保全でH22が7.6種なのにH26が7.1種というのが分かりません。なぜ目標が実績値よりも下がるのでしょうか。説明が必要だと思います。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	海岸の自然植生は、風・波などによる一時的なかく乱や植生の移動などにより、年によって見られる種数に変動があります。この指標は、一時的な種数の増減で直ちにその環境の変化を評価することはできないものの、大幅な変化が現れた際には、自然環境に変化があったと判断できるものと考えています。 平成22年度実績値はわずかに種数が増えているものの、概ね現状値の範囲内であり、一時的な変動と考えられることから、引き続き当初計画の目標値を基に経過を観察していくこととします。	

No.5	ご意見の該当箇所:	P12、13
ご意見	12ページ、生活環境でH26の目標値がH22の実績値よりも増えていますが、これではごみは増えますと言っているようなものです。減量するための施策により、悪くても現状維持とすべきではないでしょうか。13ページの⑤も同様です。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	ごみの排出量は、平成20年度の家庭ごみの有料化や、平成18年度の事業系ごみ手数料の改定及び平成20年度の事業系一般廃棄物の分別義務化等により、平成20年度に大幅に減少していますが、平成26年度の目標値は、平成21年度の実績値を踏まえ、その後の経済発展や生活形態の変化といった情勢の変化を考慮して算出した予測値を基に設定しました。 予測値の算出方法は、平成22年度に策定した上越市一般廃棄物処理基本計画で用いた方法です。 13ページの⑤市民一人当たりの家庭ごみの排出量についても同様です。	

No.6	ご意見の該当箇所:	P13
ご意見	13ページ、⑥H26の目標値がH22と同じというのはどのような考えなのか不明ですので説明が必要です。ごみの量が減れば回収量も減るわけで、通常はそのような数値になるものと思います。ただし、そのようにすると目標達成のために回収量を減らせるよいわけで、本来の趣旨には反します。目標値を増やせばごみは減らないことになりごみ減量の施策からは反するものになります。	
対応状況	記載済	
市の考え方	環境の整備目標の根拠は、資料編3ページ以降(パブコメ実施前計画案では資料編2ページ以降)に記載しています。(なお、記載内容は下記の考え方に基づき修正しています。) 海岸漂着ごみについては、生活の中で排出されたごみのほか、自然由来である流木、外国から漂流してきたものまで様々であり、季節や気象条件などに左右され繰り返し漂着することから、漂着するごみの総量の把握は非常に困難です。また回収にあたっては海岸線が長く、岩場などもあることから全量の回収ができるわけではありません。 このため、海岸ごみの回収量は、ごみの総量を予測し目標値を設定するのは困難であることから、回収状況を踏まえて設定することが適当と考えました。 現在、様々な市民ボランティアによる海岸ごみの回収が行われており、現状のボランティア数や実施回数などの活動状況を維持することが望ましいと考え、平成26年度の目標値を平成22年度の実績値と同数としました。	

No.7	ご意見の該当箇所:	P14
ご意見	p14、4の環境学習の参加数は、再度、受けた人を除いての数値でしょうか？	
対応状況	反映不可	
市の考え方	再度受けた人を除いた数値ではありません。	

No.8	ご意見の該当箇所:	P14
ご意見	また、講座の学習は、もちろん大切ですが、上越市の環境の実態、例えば、不法投棄現場などを実際に見てもらう第2ステップの学習での学びも必要だと思います。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	講座の中には、クリーンセンター等での見学者数など、現場での学習も含まれています。	

No.9	ご意見の該当箇所:	P15
ご意見	p15上越市の環境の認知度の数値が低いと感じますが、情報に関する満足度の数値が高いと感じますどのような情報に満足しているのかがわかりません ③と④の整合性はどうになっているか？よくわかりません。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	④の指標項目である「市民の環境情報に関する満足度」は、特定の情報源についてではなく、普段の生活で見たり聞いたりする様々な環境情報について問うた設問になっています。 市政モニターアンケートの回答では、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌から情報を得るとの回答が多くなったことから、それらの媒体からの環境情報に関する満足度が高かったものと考えられます。	

No.10	ご意見の該当箇所:	P15、20
ご意見	⑤プロジェクトの参加者の26年度までに目標値335人としていますが、具体的な施策があるのでしょうか 23年度実績値の記録がありませんが、現在でも実際活動している人が少ないとかんじています。 p204の活動方針①市民プロジェクトが核になりとっていますがく核>になりうる人数が必要だと思います。市民への環境意識を高めるためには、もっと多くの人のアイデア、などを出し合い議論する必要があると思います。 1つの考え方として、町内会の住民への啓発も視野に取り組んではいかがでしょうか？	
対応状況	反映不可	

No.11	ご意見の該当箇所:	P15
ご意見	15ページ、⑥H26の目標事業所が増えていませんが増やす努力はしないのでしょうか。意図が伝わりません。	
対応状況	記載済	

No.12	ご意見の該当箇所:	P17
ご意見	17ページ、「×環境の視点」とありますが意味がよく分かりませんので説明が必要です。特に×の意味が分かりません。	
対応状況	反映	

市の考え方 「×(かける)環境の視点」とは、環境以外の各行政分野に、環境保全・改善の視点を取り入れる(掛け合わせる)ことで、効果的に環境改善を図るという意味です。

17~19ページの記述内容を理解しやすくなるよう修正しました。

No.13	ご意見の該当箇所:	P18(パブコメ後計画ではP17)
ご意見	18ページ、②イ、で「市民・事業者・行政が連携し実施することが望ましい事業を(市民プロジェクト)として位置付け、各主体が連携して実施します。」とあり、次の行に実施主体は「市民環境プロジェクト」であるとしていますが、この考え方には矛盾があるのではないか。 前段では市民・事業者・行政が主体であると言いかながら、後段で主体は「市民環境プロジェクト」である、としています。良く理解できるように記述してください。	
対応状況	反映	
市の考え方	本文に、「市民環境プロジェクト」は、市民プロジェクトの実行組織として設立した団体であり、市民・事業者・行政が参加している旨の記述を加えます。	

No.14	ご意見の該当箇所:	P18(パブコメ後計画ではP17)
ご意見	18ページ、市民プロジェクト、市民環境プロジェクト、環境市民会議といった同じような名前のものが出てきていますが、それぞれの関係性やかかわりが分かりませんので分かりやすく説明して記述する必要があります。	
対応状況	反映	
市の考え方	環境市民会議は、市民が行動できる計画づくりを進めることを目的に、平成16年度に公募委員などにより組織されたもので、市民会議が検討した成果は、「市民プロジェクト」としてまとめられました。市民会議は、第2次環境基本計画の策定(平成20年3月)をもって、役割を終えたため解散しました。 その後、平成20年度に市民プロジェクトの実行組織として、市民会議の委員及び新たに市民・事業者を公募し、「市民環境プロジェクト」という団体を設立し、現在も市民プロジェクトを推進しています。 本文17ページ及び20ページを修正し、各名称が混同しないように整理します。	

No.15	ご意見の該当箇所:	P20
ご意見	20ページ、市民プロジェクトを環境市民会議が検討し、市民環境プロジェクトが実施するように読み取れますかその理解で良いでしょうか。市民からは環境市民会議と市民環境プロジェクトは同一メンバーのように見え、自作自演の事業を行っているように見えますのでそれぞれの違いと役割を明確に、記述してください。	
対応状況	記載済	
市の考え方	環境市民会議は、市民が行動できる計画づくりを進めることを目的に、平成16年度に公募委員などにより組織されたもので、市民会議が検討した成果は、「市民プロジェクト」としてまとめられました。市民会議は、第二次環境基本計画の策定(平成20年3月)をもって、役割を終えたため解散しました。 その後、平成20年度に市民プロジェクトを実行する組織として、市民会議の委員及び新たに市民・事業者を公募し、「市民環境プロジェクト」という団体を設立しました。 ご意見のとおり、環境市民会議は市民プロジェクトを「検討した組織」、市民環境プロジェクトは市民プロジェクトを「実施する組織」です。多くの環境市民会議の委員が、自ら検討したプロジェクトの推進のために、引き続き市民環境プロジェクトに参加され、中心的な役割を担って活動されています。	

No.16	ご意見の該当箇所:	P22
ご意見	22ページ、エコライフのイベントや出前講座を実施するとしていますが、これではごく一部の市民にしか伝えられないと思います。全市民に伝える他の方法を考える必要があると思います。また、イベントの感想調査や出前講座のアンケートを実施するといっていますがこれらは普及方法や普及状況を把握する手段でしかありません。これを26年度までに実施するという考え方は後ろ向きです。イベントの感想や出前講座のアンケートを活用してより実効のある事業を展開していくというPDCAの考え方を取り入れるべきと考えますので、このことを記述してください。この記述ではPDCAの考え方方が伝わりません。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	イベントや出前講座は、参加者だけでなく幅広い波及効果も期待できることから、エコライフの取組を効果的に伝えるには、このような活動を積み重ねていくことで、より多くの市民に関心を持ってもらうきっかけになるとと考えます。 イベントの感想調査は毎年実施し、その結果は次年度の事業にフィードバックしており、現状でもPDCAの考え方を取り入れて取組を行っています。	

No.17	ご意見の該当箇所:	P22
ご意見	23ページ、エコドライブのステッカーを配布したり出前講座を実施するとしていますが、これではごく一部の市民にしか伝えられないと思います。全市民に伝える他の方法を考える必要があると思います。また、取組事業所を調査、アンケート調査をするとしていますが、これを26年度までに実施するという考え方方は後ろ向きです。調査を活用してより実効のある事業を展開していくというPDCAの考え方を取り入れるべきと考えますので、このことを記述してください。この記述ではPDCAの考え方方が伝わりません。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	ステッカー配布や出前講座は、直接関わる市民が一部であっても、その波及効果は広範囲にわたることから、エコドライブの取組を効果的に伝えるには、このような活動を積み重ねていくことで、より多くの人に関心を持ってもらうきっかけになるとと考えます。 イベントの感想調査は毎年実施し、その結果は次年度の事業にフィードバックしており、現状でもPDCAの考え方を取り入れて取組を行っています。	

No.18	ご意見の該当箇所:	P24
ご意見	24ページ、仲間作りをするとしていますが、仲間作りのための市民や事業者への呼びかけなどの具体的なものが何もありません。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	活動内容の詳細については、市民環境プロジェクトが年度ごとに定める実行計画(年次計画)に記述するため、本計画には記述していません。	

No.19	ご意見の該当箇所:	P24
ご意見	もっと知る、としていますが、自分たちだけが知る活動をするように読みます。市民に広く知ってもらうことを考える必要があると思います。これでは広がりが出ません。この活動は広がりを出さないと効果はごく限定的なものになってしまい、環境を改善するという本来の目的からは程遠いものになってしまいます。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	活動を通して新たに得られた情報を、川の活動記録集や、川マップ・川遊びマニュアルなど、活用可能な媒体にまとめ、これらの普及を図ることで広がりが出るものと考えています。	

No.20	ご意見の該当箇所:	P24
ご意見	親しもう、では視察する、作成する、サポートする、とありますが、これが目的ではないはずです。本来の目的を大きく逸脱しているように思います。マニュアルやサポート活動を通じてより実効のある事業を開拓していくというPDCAの考え方を取り入れるべきと考えますので、このことを記述してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	視察や調査などにより収集した情報やこれまでサポートしてきた実績を通じて、より実効性のある川マップやマニュアル作りを進めていくものであり、併せてそれらの活用についても考えていきます。	

No.21	ご意見の該当箇所:	P24
ご意見	蘇らせ隊プロジェクトは自分たちの活動のことしか書いていませんが、市民や事業者を含めた上越市全体としての環境改善のための計画を書く必要があると思います。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	活動の中で市民や事業者も働きかけの対象としますが、プロジェクトの実施主体としては、市民環境プロジェクトとなります。 プロジェクトの活動紹介を通じて、市民に環境改善の気づきをもたらすことも十分意識し、活動に取り組んでいく必要があると考えています。	

No.22	ご意見の該当箇所:	P25
ご意見	25ページ、もっと知る、現状を知る、とありますが、これは本来の目的達成のための当たり前の準備です。広く知ってもらう、活動をする、というのが主にならなければならないと思いますがこの記述ではそのことが読み取れません。また、活動にはPDCAの考え方を取り入れるべきと考えますので、このことを記述してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	20ページに記載してあるとおり、今回の計画見直しに当たり、市民プロジェクトの活動方針の一つに「環境問題や環境活動に関心を持つ市民を増やすための活動を重点的に行う」を掲げており、ご意見のとおり、今後は普及啓発に関する活動に重点が置かれます。 また、毎年、年間の活動を振り返り、次年度の実行計画をたて、それに基づき活動を実施しており、PDCAの考え方方に則ったものとなっています。	

No.23	ご意見の該当箇所:	P26
ご意見	26ページ、学ぶ、とありますが、これは本来の目的達成のための当たり前の準備です。周知・宣伝する、というのが主にならなければならないと思いますがこの記述ではそのことが読み取れません。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	20ページに記載してあるとおり、今回の計画見直しで、市民プロジェクトの活動方針の一つに「環境問題や環境活動に関心を持つ市民を増やすための活動を重点的に行う」を掲げており、ご意見のとおり、今後は普及啓発に関する活動が中心となります。	

No.24	ご意見の該当箇所:	P26
ご意見	周知・宣伝する、親子・地域の交流を深める、とありますが、この内容ではごく一部の市民にしか伝えられないと思います。全市民に伝える他の方法を考える必要があると思います。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	市民プロジェクトは、行政単独で推進する事業ではなく、市民・事業者・行政が連携・協働して実施する「重点取組」です。内容は、環境市民会議で検討したものであり、市民の関心が高い内容が中心となっているため、網羅的な内容とはなっていません。 直接参加されるのは一部の市民であっても、報道や広報により広範な市民に周知されることで、普及・啓発効果が高まると考えています。 今後、取組結果を検証し、より効果的な方法を検討していきます。	

No.25	ご意見の該当箇所:	P26
ご意見	オムツの使用に関して…、とありますが、ごく一部の施策の一つでしかありません。行政の事業として全体を見渡したより系統的な事業施策が必要ですので、そのような体系で事業を展開するよう記述してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	市民プロジェクトは、行政単独で推進する事業ではなく、市民・事業者・行政が連携・協働して実施する「重点取組」です。内容は、環境市民会議で検討したものであり、市民の関心が高い内容が中心となっているため、網羅的な内容とはなっていません。 なお、行政の施策は6,7ページに示す基本目標の達成に向けて、体系的に事業展開をしていきます。	

No.26	ご意見の該当箇所:	P26
ご意見	活動にはPDCAの考え方を取り入れるべきと考えますので、このことを記述してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	市民プロジェクトの活動は、毎年、年間の活動結果を振り返り、次年度の実施計画をたて、それに基づき活動を実施しているため、PDCAサイクルの考え方を取り入れた取り組みを行っています。 記述は不要と考えます。	

No.27	ご意見の該当箇所:	P27
ご意見	27ページ、意識啓発をする、とありますが、上越市の全市民を考慮した対策とは思えません。全市民を考慮したより効果的な啓発策を記述してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	具体的な活動内容については、市民環境プロジェクトが年度ごとに定める実施計画に記述するため、本計画には記述しません。 なお、ポスターを活用した取組では、市内施設での巡回展示や、観桜会会場での掲出、路線バス側面へのプリントなど、より多くの市民の目にふれることを意識して啓発活動を実施しています。	

No.28	ご意見の該当箇所:	P27
ご意見	環境パトロールをする、とありますが対策のごく一部でしかないと思います。行政の事業として全体を見渡したより系統的な事業施策が必要ですので、そのような体系で事業を展開するよう記述してください。また、活動にはPDCAの考え方を取り入れるべきと考えますので、このことを記述してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	市民プロジェクトは、行政単独で推進する事業ではなく、市民・事業者・行政が連携・協働して実施する「重点取組」です。内容は、環境市民会議で検討したものであり、市民の関心が高い内容が中心となっているため、網羅的な内容とはなっていません。 なお、行政の施策は6,7ページに示す基本目標の達成に向けて、体系的に事業展開をしていきます。	

No.29	ご意見の該当箇所:	P22-27
ご意見	22ページから27ページに関して、本活動は平成20年度からスタートしており既に4年が経過しているわけで、学習、調査・研究、学ぶ、実態把握、の段階は既に終了しているはずであり、残る3年間でPDCAサイクルを活用しながら本格的に活動を展開するべきものですが、そのことがまったく見えませんので年度ごとの活動の経過や計画が見えるように工夫して記述してください。	
対応状況	反映	
市の考え方	今回の計画見直しに当たり、重点取組については市民プロジェクトのこれまでの取組の経過を検証し、20ページに記載のとおり、今後の3年間では、「環境問題や環境活動に关心を持つ市民を増やすための活動を重点的に行う」ことを活動方針に掲げています。 今後は、普及啓発に関する活動に重点を移していくことになりますが、常に最新の情報収集が不可欠であるため、学習や実態把握に関する活動も併せて行っています。 なお、市民プロジェクトのこれまでの活動経過については、資料編1～2ページに追記します。	

No.30	ご意見の該当箇所:	P22-27
ご意見	また、それぞれのプロジェクトの施策が上越市や上越市民全体を意識したものになつていません。市の事業としてこれらの観点は重要ですので、上越市や上越市民全体を意識した事業展開や施策となるよう再検討して市民誰でもが分かるように記述してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	市民プロジェクトは、行政単独で推進する事業ではなく、市民・事業者・行政が連携・協働して実施する「重点取組」です。内容は、環境市民会議で検討したものであり、市民の関心が高い内容が中心となっているため、網羅的な内容とはなっていません。 なお、行政の施策は6,7ページに示す基本目標の達成に向けて、体系的に事業展開をしていきます。	

No.31	ご意見の該当箇所:	全体
ご意見	この、上越市第2次環境基本改訂版く案>ではどのように評価がなされたのかがみえません。目的が達成されたのか否かがよくわからないのです。 目的が達成されないところではどこに問題があったのかを市民が理解できるように記述をお願いします。	
対応状況	反映	
市の考え方	9ページ以降に環境の整備目標の達成状況を表中に○×で表記します。 なお、環境の整備目標の検証と評価については、資料編3ページ以降(パブコメ実施前計画案では資料編2ページ以降)に記述しています。	

No.32	ご意見の該当箇所:	—
ご意見	上越市が名実ともにく環境都市>でありつづくように市民ひとり、一人の意識の醸成が必要と考えます。このことに重点を置いて進められるようきぼうします。	
対応状況	その他	
市の考え方	本計画では、望ましい環境像の一つに「一人一人が環境市民のまち」を掲げ、環境学習の推進を進めることとしています。これに基づき、市民の環境保全意識の醸成に努めます。	



第5回 上越市自治基本条例推進市民会議 席次表

	副 座 長 ○		
川室委員○			○小林(毅)委員
浦壁委員○			○小林(美)委員
海野委員○			○野島委員
岩井委員○			○増田委員
今井委員○			○渡邊委員

事務局



傍聴席

出入口